

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳴門市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び関係法令に基づき、被保険者の資格管理、国民健康保険料の賦課・徴収、及び保険給付に関する事務等を行う。            特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、鳴門市国民健康保険条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険被保険者(被保険者ではない世帯主を含む)の資格管理に関する事務</li> <li>国民健康保険の保険給付に関する事務</li> <li>国民健康保険料の賦課に関する事務</li> <li>国民健康保険料の収納管理に関する事務</li> <li>国民健康保険料の滞納管理に関する事務</li> <li>国民健康保険被保険者の健康の保持増進に関する事務</li> <li>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</li> </ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険システム</li> <li>収納管理システム</li> <li>滞納管理システム</li> <li>宛名管理システム</li> <li>中間サーバー</li> <li>統合利用番号連携サーバー</li> <li>国保総合システム及び国保情報集約システム</li> <li>高額療養費支給システム</li> <li>医療保険者向け中間サーバー等</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者台帳情報ファイル</li> <li>賦課情報ファイル</li> <li>給付情報ファイル</li> <li>収納情報ファイル</li> <li>滞納情報ファイル</li> </ol>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)               <ul style="list-style-type: none"> <li>第9条第1項別表第一 30の項</li> </ul> </li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)               <ul style="list-style-type: none"> <li>第24条</li> </ul> </li> <li>国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二及び附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等)            (別表第2における情報提供の根拠)            1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項            (別表第2における情報照会の根拠)            27, 42, 43, 44, 45の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)            (別表第二省令における情報提供の根拠)            第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3            (別表第二省令における情報照会の根拠)            第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条</p> <p>・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳴門市健康福祉部保険課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1204

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. 収納管理システム</li> <li>3. 滞納管理システム</li> <li>4. 宛名管理システム</li> <li>5. 中間サーバー</li> <li>6. 統合利用番号連携サーバー</li> <li>7. 国保総合システム</li> <li>8. 高額療養費支給システム</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. 収納管理システム</li> <li>3. 滞納管理システム</li> <li>4. 宛名管理システム</li> <li>5. 中間サーバー</li> <li>6. 統合利用番号連携サーバー</li> <li>7. 国保総合システム及び国保情報集約システム</li> <li>8. 高額療養費支給システム</li> </ol>	事後	国民健康保険制度改正に伴うシステムの追加
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法第9条第1項 別表第1の30の項</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 30の項</li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条</li> </ol>	事後	適用条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>:第3欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、の項)</p> <p>:第3欄(情報提供者)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17、22、88、97、106、の項)</p> <p>:第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9、12、15、78、109、120、の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>:第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)</p> <p>:第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>42、43、44、45の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3(別表第二省令における情報照会の根拠)</p> <p>第25条、第25条の2、第26条</p>	事後	適用条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保険課	健康福祉部保険課	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険課長 田浦 豊	保険課長 登立 博史	事後	所属長の変更
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	鳴門市総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203	鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鳴門市保険課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1204	鳴門市健康福祉部保険課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1204	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項(別表第2における情報照会の根拠)42, 43, 44, 45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第25条, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3(別表第二省令における情報照会の根拠)第25条, 第25条の2, 第26条	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項(別表第2における情報照会の根拠)27, 42, 43, 44, 45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2(別表第二省令における情報照会の根拠)第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条	事後	適用条項の整理
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険課長 登立 博史	保険課長	事後	記載方法の変更
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 27, 42, 43, 44, 45の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 27, 42, 43, 44, 45の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条</p>		
令和1年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和1年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び関係法令に基づき、被保険者の資格管理、国民健康保険料の賦課・徴収、及び保険給付に関する事務等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、鳴門市国民健康保険条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険被保険者(被保険者ではない世帯主を含む)の資格管理に関する事務</li> <li>2. 国民健康保険の保険給付に関する事務</li> <li>3. 国民健康保険料の賦課に関する事務</li> <li>4. 国民健康保険料の収納管理に関する事務</li> <li>5. 国民健康保険料の滞納管理に関する事務</li> <li>6. 国民健康保険被保険者の健康の保持増進に関する事務</li> </ol>	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び関係法令に基づき、被保険者の資格管理、国民健康保険料の賦課・徴収、及び保険給付に関する事務等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、鳴門市国民健康保険条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険被保険者(被保険者ではない世帯主を含む)の資格管理に関する事務</li> <li>2. 国民健康保険の保険給付に関する事務</li> <li>3. 国民健康保険料の賦課に関する事務</li> <li>4. 国民健康保険料の収納管理に関する事務</li> <li>5. 国民健康保険料の滞納管理に関する事務</li> <li>6. 国民健康保険被保険者の健康の保持増進に関する事務</li> <li>7. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</li> </ol>	事後	
令和2年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. 収納管理システム</li> <li>3. 滞納管理システム</li> <li>4. 宛名管理システム</li> <li>5. 中間サーバー</li> <li>6. 統合利用番号連携サーバー</li> <li>7. 国保総合システム及び国保情報集約システム</li> <li>8. 高額療養費支給システム</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. 収納管理システム</li> <li>3. 滞納管理システム</li> <li>4. 宛名管理システム</li> <li>5. 中間サーバー</li> <li>6. 統合利用番号連携サーバー</li> <li>7. 国保総合システム及び国保情報集約システム</li> <li>8. 高額療養費支給システム</li> <li>9. 医療保険者向け中間サーバー等</li> </ol>	事後	
令和2年3月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 30の項</li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 30の項</li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条</li> <li>3. 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</li> </ol>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 27, 42, 43, 44, 45の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二及び附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等) (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 27, 42, 43, 44, 45の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条</p> <p>・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二及び附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等)(別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 27, 42, 43, 44, 45の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条</p> <p>・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二及び附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等)(別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 27, 42, 43, 44, 45の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条</p> <p>・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正